

議案第 55 号

小野市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

小野市営住宅条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成 29 年 11 月 27 日提出

小野市長 蓬 萊 務

(提案理由)

公営住宅法施行令等の改正に伴う条ずれの整理及び市営住宅の共用部分の維持管理に要する費用を、市が入居者から徴収するため。

小野市営住宅条例の一部を改正する条例

小野市営住宅条例（平成9年小野市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項中「第11条」を「第12条」に改める。

第16条第2項中「第8条」を「第7条」に改める。

第22条に次の2項を加える。

2 市長は、前項各号に掲げる費用のうち、入居者の共通の利益を図るため特に必要と認めるものについて、規則で定めるところにより共益費として入居者から徴収することができる。

3 第18条第2項から第4項までの規定は、前項の共益費について準用する。

第39条及び第40条中「第11条」を「第12条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第22条に2項を加える改正規定は、平成30年4月1日から施行する。